

【中小企業等経営強化法】 先端設備等導入計画で**建物**を申請する場合の 手続きについて

令和4(2022)年4月版(足利市)

【注意事項】

このリーフレットは、別紙『先端設備等導入計画策定のご案内』及び、『先端設備等導入計画変更申請のご案内』の内容を補填するものです。必ずそれらも一緒にご覧いただき、ご確認ください。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充により、**建物**も先端設備導入計画の対象となりました。認定を受けられた場合は、税制支援などの支援措置を受けることができます。

1. 建物とは

非居住用家屋であって、工場などの事業用の建屋等。最低取得価格は120万円。

2. 税制支援

別紙リーフレット『先端設備等導入計画策定のご案内』の【5. 税制支援】又は『先端設備等導入計画変更申請のご案内』の【2. 支援措置について】の内容をご覧ください。

3. <他の先端設備と扱いが異なる点> 認定経営革新等支援機関への申請書類【家屋の場合】

以下①～④を認定経営革新等支援機関へ提出し、対象となる建物かどうかの確認を受けてください。
(市に申請する際にも同じものを提出していただきます。)

①家屋が盛り込まれた先端設備等導入計画

－先端設備等導入計画に新築予定の家屋が盛り込まれていることを確認。

②建築確認済証

－新築の家屋であることを確認。

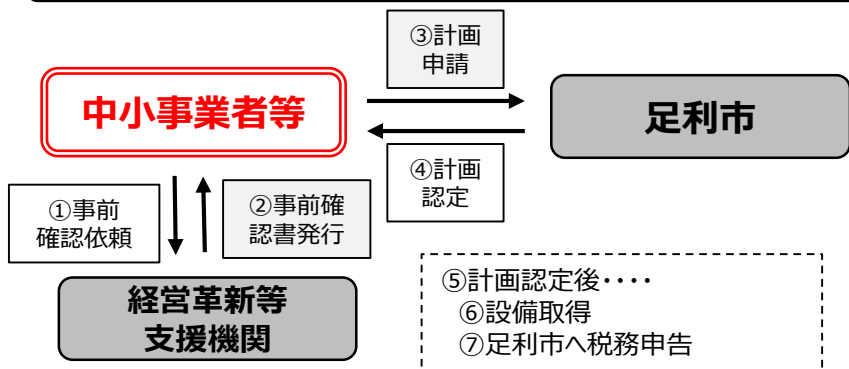
③家屋の見取り図

－生産性向上要件(年平均1%以上)を満たす設備等が設置される家屋であることを確認。

④先端設備の購入契約書

－設置される設備の取得価額の合計額が300万円以上であることを確認。

3. 申請の流れ【建物のみ追加する場合】



<中小企業庁ホームページ>

先端設備等導入制度による支援
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>
(中小企業庁HP → 経営サポート → 先端設備等導入制度による支援)

※足利市公式ホームページでも情報提供中

<申請先および問い合わせ先>

足利市役所 産業観光部 産業ものづくり課 工業・国際戦略担当
〒326-8601 足利市本城3丁目2145(本庁舎別館1階)

電話: 0284-20-2110 FAX: 0284-20-2259 E-mail: kougyou@city.ashikaga.lg.jp